

安心できる介護制度の実現を求める意見書

家族を介護負担から解放し、介護を社会全体で支え合うとして、2000年に介護保険制度が導入されたが、制度改定がなされるたびに給付が削減され、利用しにくい制度となっている。

今年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して調理や掃除などを行う、訪問介護における生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」へと短縮された。

これにより、サービスの低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など、さまざまな問題が表面化し、利用者の自立を妨げている。

また、利用限度額の低さや利用者負担の大きさから、必要なサービスを受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていない。

加えて、介護職員の賃金は他産業と比較して大幅に低く、離職者が後を絶たない状況であり、働き続けられる賃金への改善が急務である。

現在、医療費抑制の名のもとに、入院日数が減らされ「病院から在宅へ」の流れが強まっているが、在宅医療も介護もその受け皿としてあまりに脆弱な体制である。

よって、政府においては、利用者本位の安心できる介護制度を実現するために、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料と利用者負担の軽減を図ること。
- 2 訪問介護における生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるようにすること。
- 3 介護職員の賃金引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道及び
市政改革・みんなの会所属議員全員